

# 国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会 「中間とりまとめ」(平成 20 年 4 月 18 日)の概要

## はじめに

最近の不祥事の発生を踏まえ、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 19 年 10 月 30 日閣議決定)に基づき、総務大臣主催の検討会を開催。

## 1. 検討の視点・範囲

民間の実態や諸外国の例も参考にしながら、国民の目線に立ちつつ、民間準拠と公務の特殊性との均衡をとるとともに、職員等の権利保護にも留意した制度の構築に向け議論。

## 2. 現行制度の問題点

①職員が退職した場合は、禁錮以上の刑に処せられない限り返納をさせられない。②死亡した場合には、支給制限も返納命令もできない。③一律に全額を支給制限・返納の対象としている。

## 3. 支給制限・返納の考え方

(1) 退職手当の性格 退職手当には、勤続報償、生活保障、賃金の後払いの性格が混在。

(2) 支給制限・返納の法的な根拠

公務員法制上の制裁の考え方と過去の功績の没却に伴う不当利得の考え方が可能。

## 4. 支給制限・返納制度の内容

(1) 返納事由の拡大とその範囲

非違行為の発覚時点の相違による不均衡を是正するため、懲戒免職に相当する非違行為が退職後発覚した場合にも、返納事由を拡大すべき。

(2) 返納事由を拡大する場合の範囲(退職後の非違行為)

退職後の非違行為にまで返納事由を拡大することについては、退職後の元職員に対して公務員としての規律を課すことは制度上困難であること等から適当でない。

(3) 支給制限制度の在り方

現行では、懲戒免職・失職の場合には一律に全額不支給、その他の懲戒処分の場合には原則全額支給とされ、差が大きすぎないか疑問。したがって、懲戒免職・失職の場合に、非違の程度等に応じた一部支給制限が可能な制度を創設すべき。対応する返納制度の創設も必要。

(4) 一部支給制限制度を創設した場合の基準

基準は、懲戒処分の指針と同様に考慮要素を列挙。その際、退職手当の生活保障としての機能も踏まえ、退職手当独自の考慮要素を加える必要。また、一部返納の基準も設ける必要。

(5) 遺族への支給制限制度及び相続人からの返納制度

①死亡退職の場合の遺族への支給制限に限って制度化すべき、②支給制限を制度化できるのであれば相続人からの返納の制度化も可能、③遺族等は非違行為について責任が無いことから強制的な制度は設けるべきでないとの意見があり、この問題はなお検討を深めるべき。

(6) その他

返納命令を行い得る期間について、法的安定性の確保等の観点から限定すべき。

## 5. 支給制限・返納処分の手続

手続きの適正性確保、権利保護等の観点から、懲戒免職に相当する非違行為についての返納や遺族への支給制限等を行う場合には専門的な第三者による諮問機関が関与することが適当。一方、現職職員への一部支給制限の場合は各省が懲戒処分と同時に判断することが合理的。